

12月1日～7日は「国家公務員倫理週間」です

国家公務員倫理審査会から 民間企業の皆様へのお願い

国家公務員との接触、交際にはルールがあります。
飲食や贈答品のやりとりなどには、ご注意ください。

■ 国家公務員は、「利害関係者」(契約の相手方、許認可の申請者、立入検査を受ける事業者など)との間で、以下のような行為が禁止されています。

- ・金銭・物品の贈与を受けること
- ・供応接待を受けること
- ・車による送迎等の無償の役務の提供を受けること
など



割り勘ならOK!!
※ 利害関係者側の負担がわずかでも多ければ供応接待になることには注意!

■ 国家公務員は、「利害関係者」以外の事業者等との間でも、同じ相手からの繰り返しのもや著しく高額なものなど、社会通念上相当と認められる程度を超えて、供応接待や財産上の利益の供与を受けることが禁止されています。

国家公務員の倫理に反すると疑われる行為に気付かれた方は
公務員倫理ホットラインにご連絡ください。
通報者の氏名等は窓口限りにとどめられます。

**公務員倫理
ホットライン**

- 03-3581-5344
(土・日・祝日を除く、9:30~18:15)
- rinrimail@jinji.go.jp
※通年で受け付けています。



◎ このほか、ルールの詳細などは下記の国家公務員倫理審査会ホームページでご確認下さい。

国家公務員倫理審査会 <http://www.jinji.go.jp/rinri/> (リンクフリー)